令和2年8月11日 第1回箱根町行財政改革有識者会議

○箱根町附属機関設置条例

令和元年12月23日 条例第17号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(箱根町総合計画審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 箱根町総合計画審議会条例(昭和42年箱根町条例第3号)
 - (2) 箱根町公営事業計画審議会条例(昭和38年箱根町条例第15号)
 - (3) 箱根町特別職報酬等審議会条例(昭和40年箱根町条例第4号)
 - (4) 箱根町水道事業運営協議会条例(昭和39年箱根町条例第10号)
 - (5) 箱根町下水道運営協議会条例(平成13年箱根町条例第15号)
 - (6) 箱根町消防審議会条例(昭和44年箱根町条例第14号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体 (以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に別表の 附属機関の欄に掲げる附属機関の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。 この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、 同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表(第2条関係)

附属機関の	附属機関	設置目的	委員の数
属する執行			
機関			
町長	箱根町総合計画審議会	総合計画に関する必要な事項につ	10人以内
		いて調査審議すること。	
	箱根町行財政改革有識	行財政改革の推進に関する必要な	6人以内
	者会議	事項について調査審議すること。	
	箱根町観光まちづくり	観光まちづくりに係る施策を推進	9人以内
	の充実・維持に係る財	するための財源のあり方について	
	源のあり方に関する検	調査審議すること。	
	討会議		
	箱根町まち・ひと・し	箱根町人口ビジョン及び総合戦略	15人以内
	ごと創生有識者会議	に関する必要な事項について調査	
		審議すること。	

箱根町公営事業計画審	観光資源の保護とその適性利用そ	10人以内
議会	のほか広く公益性追求の目的をも	10/0/2/1
成 厶	つ箱根町に適した公営事業計画を	
	策定するため、必要な事項につい	
	て調査審議すること。	
	特別職の報酬等の額について調査	7人以内
相似可行別賴報酬等番議会	審議すること。	7八丛图
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		11 11
箱根町高齢者保健福祉	高齢者保健福祉計画・介護保険事	11人以内
計画・介護保険事業計画を選集を	業計画に関する必要な事項につい	
画管理委員会	て調査審議すること。	101 01 0
箱根町地域福祉計画策	地域福祉計画の策定に関する必要	12人以内
定委員会	な事項について調査審議するこ	
* I		- 1 01 1
箱根町町営住宅入居者	箱根町町営住宅条例(平成9年箱根	8人以内
選考委員会	町条例第14号)に基づき、入居者の	
	選考について調査審議すること。	
箱根町障がい者福祉計	障がい者計画・障がい福祉計画・	14人以内
画策定委員会	障がい児福祉計画の策定に関する	
	必要な事項について調査審議する	
	こと。	
箱根町健康増進計画・	健康増進計画・食育推進計画の策	15人以内
食育推進計画策定委員	定に関する必要な事項について調	
会	査審議すること。	
箱根町自殺対策計画策	自殺対策計画の策定に関する必要	10人以内
定委員会	な事項について調査審議するこ	
	と。	
箱根町水道事業運営協	水道計画及びその実施に関する必	10人以内
議会	要な事項について調査審議するこ	
	と。	
箱根町下水道運営協議	下水道計画及びその実施に関する	7人以内
会	必要な事項について調査審議する	
	こと。	
箱根町消防審議会	消防組織機構その他消防行政に関	9人以内
	し必要な事項について調査審議す	
	ること。	

令和2年8月11日

- 第1回箱根町行財政改革有識者会議
- ○箱根町行財政改革有識者会議規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第17号)第2条の 規定に基づき設置された箱根町行財政改革有識者会議(以下「有識者会議」という。) の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)
- 第 2 条 有識者会議は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、そ の結果を報告し、又は意見を建議するものとする。
 - (1) 行財政改革に係る計画の策定及び進行管理に関すること。
 - (2) その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

- 第3条 有識者会議の委員(以下「委員」という。)は、行財政改革に優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(座長)

- 第4条 有識者会議に座長を置き、委員のうちから町長が指名する。
- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長 が有識者会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第1回箱根町行財政改革有識者会議

箱根町行財政改革有識者会議設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 本町の行財政改革の推進について、有識者の専門的かつ幅広い見地から、助言、提言等を得るため、箱根町行財政改革有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、意見を述べ、必要な助言、提言等 を行うものとする。
 - (1) 行財政改革に係る計画の策定及び進行管理に関すること。
 - (2) その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

- 第3条 有識者会議は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員は、行財政改革に優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期 は、前任者の残留期間とする。

(座長)

- 第4条 有識者会議に座長を置き、委員のうちから町長が指名する。
- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は 説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座 長が有識者会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月5日から施行する。
 - (箱根町行政改革推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 箱根町行政改革推進委員会設置要綱(平成8年6月24日施行)は、廃止する。 附 則
- この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

箱根町行財政改革有識者会議設置要綱を廃止する要綱

箱根町行財政改革有識者会議設置要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。